

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター役職員の倫理指針及び行動指針

平成30年4月1日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「市立総合医療センター」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針について以下のとおり示す。

■倫理指針

・ 公的使命の自覚

市立総合医療センターの役職員は、地方独立行政法人の役職員としての公的使命を自覚し、業務の公正、公平性を確保し、説明責任を十分果たし、市民からの信頼を得ます。

・ 法令等の遵守

市立総合医療センターの役職員は、法令、組織の規程を遵守するとともに、社会の規範と自らの良心に従い、常に誠実に行動します。

・ 職業倫理の保持

市立総合医療センターの役職員は、高い倫理観をもって、自らの行動が法人、業務の信用に影響を与えることを認識して行動します。また、勤務日及び勤務時間内は当然のこと、勤務のない日及び勤務時間外においても、決して市民から法人への期待、信頼を失うことがないように行動します。

■行動指針

・ 組織人として

市立総合医療センターの役職員は、岡山市から示された組織の使命と自らの職務を常に自覚し、業務の質と効率の向上に努め、自己研鑽に励みます。

・ 専門家として

市立総合医療センターの役職員は、活動の意義と内容を積極的かつ分かり易く広報し、公立の医療機関としての公開性、透明性の確保と成果の地域還元に努めます。

・ 職業人として

市立総合医療センターの役職員は、常に業務を点検し、周囲の環境保全や安全衛生に配慮するとともに、業務上取り扱う情報やデータを適切に管理します。

・ 社会人として

市立総合医療センターの役職員は、社会の一員として、個人の基本的人権と多様な価値観を尊重するとともに、専門知識を活かして地域や社会へ貢献します。